

調布市特別支援教育推進計画（案）～すべての学校・すべての学級で推進する特別支援教育～に係るパブリック・コメントの実施について【概要版】

1 調布市特別支援教育推進計画の改訂のポイント

調布市基本計画や調布市教育プラン等を踏まえるとともに、これまでの全体計画における成果と課題から踏まえて、全体計画を見直すことにしました。

○これまでの全体計画の概要

【策定期期】平成 25 年 3 月（平成 28 年 3 月に改定）

【計画期間】平成 25 年度～平成 34 年度（10 カ年計画）

【計画の概要】平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正の趣旨、平成 22 年 11 月に策定された東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を踏まえて、策定。調布市の現状を捉え、子ども一人一人を大切に教育の実現を目指して、4 つの柱と推進を図るための 20 の取組を明記

2 調布市における特別支援教育に係る取組状況と今後の課題

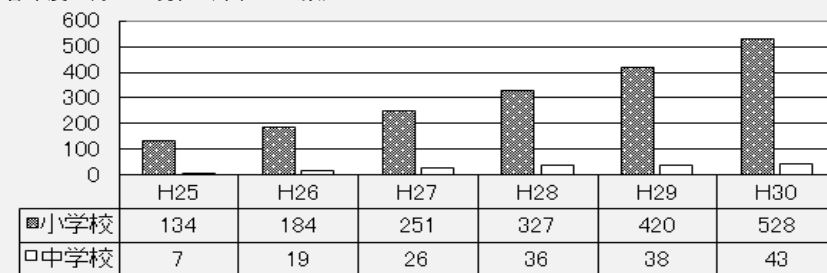
成果

- ① 特別支援教育の充実を図る環境の整備
【校内通級教室の実施を小学校は 20 校全校、中学校 3 校で実施。特別支援学級の教育課程編成ガイドラインの策定】
- ② 就学前から進学・就労までを見通した支援
【就学支援シートの活用促進。個別の教育支援計画及び個別指導計画の活用促進】
- ③ 教員等の指導力向上
【校内委員会の開催。知的障害学級担任ハンドブックの改訂】
- ④ 児童・生徒一人一人の能力や可能性の伸長
【研究推進校でユニバーサルデザインの考えに基づいた授業実践の検証】

課題

- ① 特別支援教室の充実を図る環境の整備や、就学前からの切れ目のない支援について、さらに進める必要
- ② 教員等の指導力向上や児童・生徒一人一人の能力や可能性の伸長に対する取組について、今後継続して取り組むことが重要

各年度 5 月 1 日現在（単位：人数）



☆校内通級教室を利用する児童・生徒数の推移

⇒平成 30 年度は 5 年前と比べて小学校で約 4 倍、中学校で約 6 倍に増加

3 特別支援教育の動向

【国・都の動向】

- 平成 25 年 8 月 学校教育法施行令の一部を改正する政令【国】
- 平成 25 年 6 月 障害差別解消法の制定【国】
- 平成 27 年 3 月 情緒障害等通級指導学級から特別支援教室への転換【都】
- 平成 28 年 2 月 発達障害教育推進計画の策定【都】
- 平成 29 年 4 月 新学習指導要領告示【国】
- 平成 29 年 11 月 特別支援教育推進計画【都】

【市の動向】

- 平成 25 年度～平成 27 年度文部科学省からインクルーシブ教育システム構築事業を委託され、調布小学校で実施。
- 平成 27 年 3 月 調布市教育プラン（改定版）の策定
- 平成 31 年 調布市後期基本計画及び調布市教育プランの策定予定

4 特別支援教育の基本理念と施策の方向性

基本理念

一人一人の子どもには、多様なニーズがあります。
調布市教育委員会では、「一人一人の子どもの、それぞれのニーズに対応した教育」を「特別支援教育」とします。どの子どもも、十分な教育が受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、調布市教育委員会は、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

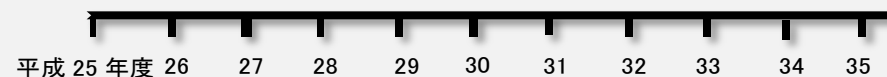
【計画策定の視点】

- ① 児童・生徒の深い理解に基づいた指導・支援の充実
- ② 多様な学びの場の整備
- ③ 推進体制の充実

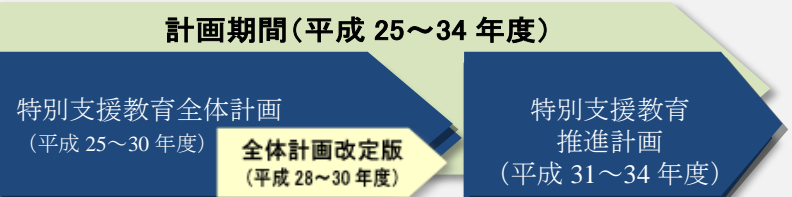
【3つの方向性】

- ① 小・中学校における特別支援教育の充実
- ② 特別支援教育を推進する体制の整備・充実
- ③ 保護者等、地域及び関係機関との連携の充実

計画期間



特別支援教育
全体計画から
特別支援教育
推進計画へ



5 計画の主な取組

【方向性 1】小・中学校における特別支援教育の充実

- 施策（1）通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実
- 施策（2）知的障害学級における指導の充実
- 施策（3）校内通級教室における指導の充実
- 施策（4）言語障害通級指導学級、難聴通級指導学級における指導の充実
- 施策（5）特別支援学校を含む、調布市内のすべての公立学校の児童・生徒に対する教育の充実

【方向性 2】特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 施策（1）教職員の専門性の向上
- 施策（2）就学相談機能の整備・充実
- 施策（3）児童・生徒の社会的自立を目指した支援の整備

【方向性 3】保護者等、地域及び関係機関との連携の充実

- 施策（1）保護者等や地域への特別支援教育の理解推進
- 施策（2）学校等及び関係機関との連携の充実